第二条の十八第一項中「。次項」の下に「及び第四項」を加え、同項ただし書中「次条」を「次条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第三項中「申告書（」の下に「次項及び第六項並びに」を加え、同条第四項中「の規定による」を「に規定する」に、「の移管」を「に関する事務の全部の移管」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人について、その提出後、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の勤務先の長は、当該個人のこれらの規定による財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて、当該各号に掲げる事由が生じた旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める金融機関の営業所等（当該勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先及び当該各号に定める金融機関の営業所等）を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該個人は、当該各号に掲げる事由が生じたことにより提出すべき財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書を、これらの規定によりその者の住所地の所轄税務署長に提出したものとみなす。

一　第一項第二号から第五号までの事由　同項の金融機関の営業所等

二　第一項第二号の事由のうち賃金の支払者又は勤務先の所在地の変更が生じたことにより、第二項に規定する財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部について同項の移管がされることとなつた場合において、当該勤務先が、当該個人の当該財産形成住宅貯蓄につき引き続き移管先の営業所等において法第四条の二第一項の規定の適用を受けることを確認したこと　第二項の移管前の営業所等

5　前項の書類が同項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める金融機関の営業所等に受理されたときは、当該書類は、その受理された日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。この場合においては、第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の勤務先の長が同項の規定により財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて同項の書類を提出する場合には、当該書類の提出は、同項各号に掲げる事由が生じたことにより同項の個人（既に当該事由が生じたことにより財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書を提出している者を除く。）の全てが提出すべき財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書についてしなければならないものとする。

第二条の十九中「この条又は」を「この項又は」に改め、同条第二号中「書類の」を「申告書及び書類の同項に規定する」に改め、同条に次の三項を加える。

2　財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人について、その提出後、前の勤務先から他の勤務先への異動があり、かつ、当該異動が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の勤務先の長は、前の勤務先がその者の勤務先に該当しないこととなつた日から起算して二年を経過する日までに、当該個人の同項の規定による財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代えて、当該異動があつた旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を、同項の金融機関の営業所等（当該他の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先及び当該金融機関の営業所等）を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出することができる。この場合において、当該個人は、当該各号に掲げる場合に該当して提出する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を、同項の規定によりその者の住所地の所轄税務署長に提出したものとみなす。

一　前項第一号に掲げる場合

二　前項第二号に掲げる場合であつて、当該異動が、前の勤務先に係る賃金の支払者から出向その他の前の勤務先に係る賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなる異動を命じられたことによるもの又は前の勤務先に係る賃金の支払者の事業の譲渡によるものであるとき。

3　前項の書類が同項の金融機関の営業所等に受理されたときは、当該書類は、その受理された日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。この場合においては、第一項後段の規定は、適用しない。

4　第二項の他の勤務先の長が同項の規定により財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代えて同項の書類を提出する場合には、当該書類の提出は、その異動が同項各号に掲げる場合に該当することとなつた同項の個人（既に当該異動についての財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している者を除く。）の全てが提出する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書についてしなければならないものとする。

第二条の二十第五項中「の事務」を「に関する事務」に改める。

第二条の二十一第三項中「の長に対し」を「に対し」に、「の長を通じて」を「を経由して」に改める。

第二条の二十二第一項中「の事務」を「に関する事務」に、「者（以下この条」を「者（以下この項」に改め、同条第二項中「の規定による」を「に規定する」に、「の移管」を「に関する事務の全部の移管」に改める。

第二条の二十五第二項中「とき又は」を「とき、又は」に、「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に、「同項」を「第二条の二十第一項」に、「とき若しくは」を「とき、若しくは」に改め、同条第四項中「勤務先の長」を「勤務先」に、「又は退職等に関する通知書」を「、第二条の十八第四項若しくは第二条の十九第二項の書類又は退職等に関する通知書」に改め、「これらの申告書」の下に「又は書類」を加え、「これに準ずるもの」を「これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第五項中「書類」の下に「又は当該通知の内容を記録した電磁的記録」を加え、同条第六項中「長は」の下に「、次の各号に掲げる場合には」を加え、「次の各号に掲げる場合には」を削り、「これに準ずるもの」を「これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に、「及び第二条の十九第二号に規定する」を「並びに第二条の十九第一項第二号の」に、「に規定する送付の」を「の送付が」に、「同号の書類の」を「申告書及び書類の同号に規定する」に改め、同項第二号及び第三号中「の長」を削り、同項に次の一号を加える。

四　第二条の十八第四項又は第二条の十九第二項に規定する税務署長に対し、これらの規定による書類の提出をした場合　これらの書類

第二条の二十五の二中「の長」を削る。

第二条の二十八第一項中「の長」を削り、同条第二項中「金額は、」の下に「同号に規定する年金の」を加え、「応じ、」を「応じ」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第三項第二号の項及び第二条の十二第一項の項中「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改め、同表第二条の十四第一項の項中

法第四条の二第五項 第二条の二十六 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書	

を

法第四条の三第五項 第二条の三十一において準用する第二条の二十五 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書	財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書

に改める。